

新潟市市民生活部に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める市民生活部に置く室及び係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第5条に規定する市民生活部に置く室及び係等の分掌事務は、表のとおりとする。

課	室・係	分掌事務		
市民協働課		部の事務事業の総合調整に関する事項		
		部の予算及び決算の総括に関する事項		
		区政運営の推進に係る総括及び調査研究に関する事項		
		区長会議に関する事項		
		区の区域等に関する事項		
		区自治協議会の総合調整に関する事項		
		地域コミュニティの推進に係る総括に関する事項		
		自治会その他の住民組織の総括に関する事項		
		地縁による団体の認可に係る総括に関する事項		
		コミュニティ施設の総括に関する事項		
		市民公益活動の推進に関する事項		
		市民協働の推進に関する事項		
		特定非営利活動法人の認証等に関する事項		
		市民活動支援センターに関する事項		
		部の他の課及び機関の所管に属しない事項		
		部内各課の庶務に関する事項		
市民生活課		戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務、在留情報管理事務及び特別永住事務の総括及びシステムの管理に関する事項		
		社会保障・税番号制度（個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務に限る。）の総括に関する事項		
		公的個人認証事務の総括に関する事項		
		各種人口調査、統計等の総括に関する事項		
		犯罪人、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者に関する事務の総括に関する事項		
		埋火葬許可事務の総括に関する事項		
		住居表示及び町字名の総括に関する事項		
		新たに生じた土地の確認に関する事項		
		自動車の臨時運行の許可事務の総括に関する事項		
		警察に関係する市の業務の総括に関する事項		
		新潟県警察本部との連絡調整に関する事項		
		安心安全推進室		防犯施策の企画及び調査に関する事項
				防犯意識の普及及び啓発の総括に関する事項
				自主防犯組織の活動の支援の総括に関する事項
防犯関係機関及び防犯関係団体との連絡調整に関する事項				
犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会に関する事項				
交通安全施策の企画及び調査に関する事項				
交通安全の指導及び運動に関する事項				
交通安全対策会議に関する事項				
交通災害共済の総括に関する事項				

		違法駐車防止対策に関する事項	
		暴力団排除に関する施策の推進に関する事項	
		犯罪被害者等支援総合窓口に関する事項	
男女共同参画課		男女共同参画政策の総合企画及び調整に関する事項	
		男女共同参画行動計画の進行管理に関する事項	
		男女共同参画審議会に関する事項	
		男女共同参画苦情処理委員に関する事項	
		男女共同参画に関する調査及び研究に関する事項	
		男女共同参画推進会議に関する事項	
		男女共同参画促進のための啓発及び助言に関する事項	
		男女共同参画関係団体との連携に関する事項	
		男女共同参画推進センターにおける事業の企画及び実施に関する事項	
		男女共同参画推進センターの情報図書室、相談室及び保育室並びに男女共同参画推進センターの運営に関する事項	
		配偶者からの暴力の相談等に関する事項	
		女性相談の総括に関する事項	
	広聴相談課		広聴に関する事項
		市政相談に関する事項	
		陳情及び請願の総括に関する事項	
		市民意見提出手続の総括に関する事項	
		行政苦情審査会に関する事項	
		コールセンターに関する事項	
市民相談室			市民生活相談の実施及び総括に関する事項
			公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に関連する事務の総括に関する事項
			個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に係る個人情報保護制度の普及及び啓発に関する事項
			個人情報に係る相談に関する事項
			人権啓発及び人権教育に関する事項
			人権擁護委員の推薦に関する事項

第3条 規則第13条に規定する市民生活部の管理の下に設置する機関の分掌事務の表は、次のとおりとする。

機 関	分掌事務
消費生活センター	消費生活の相談及び苦情処理に関する事項
	消費生活に関する調査及び調整に関する事項
	消費生活に関する情報提供及び啓発に関する事項
	消費者学習に関する事項
	消費者団体の支援に関する事項
	前各号に掲げるもののほか、消費生活施策の推進に関する事項
	計量器の定期検査及び立入検査に関する事項
	計量管理の指導及び啓発に関する事項
	前2号に掲げるもののほか、計量施策の推進に関する事項
パスポートセンター	一般旅券の発給申請及び交付に関する事項

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。